

	書 類 名	別記様式	新規許可		更新許可	
			個人	法人	個人	法人
1	住民票（本籍地の記載があるものに限る。）（申請者が個人である場合、申請者本人。また当該申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者であるときは、その法定代理人）（法人の場合は、役員、政令で定める使用人、株式の5%以上を有する者及び出資総額の5%以上の額に相当する出資をしている者等の全員）		○	○	○	○
2	登記されていないことの証明書（本籍地の記載があるものに限る。）（東京法務局、地方法務局の本局等で取得）（申請者が個人である場合、申請者本人。また当該申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者であるときは、その法定代理人）（法人の場合は、役員、政令で定める使用人、発行済株式総数の5%以上を有する者及び出資総額の5%以上の額に相当する出資をしている者等の全員）		○	○	○	○
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）			○		○
4	定款（又は寄附行為）			○		○
5	誓約書	様式第2号	○	○	○	○
6	株式の5%以上を有する法人又は出資総額の5%以上の額に相当する出資をしている法人がある場合、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）			○		○
7	従事者名簿	書式例あり	○	○	○	○
8	市が別に定める廃棄物の収集運搬に関する講習会の修了証の写し（過去5年以内に修了したもの。法人の場合は、役員又は政令で定める使用人のものに限る。）		○	○	○	○
9	事務所付近見取り図、構造、配置図	様式第3号	○	○	○	○
10	事務所の写真		○	○	○	○
11	事務所の土地及び建物の登記事項証明書		○	○		
12	事務所の所有者と申請者が違う場合、使用の権利を証する書類（契約書の写し、使用承諾書等）	書式例あり	○	○	○	○
13	収集運搬車両一覧表	様式第4号	○	○	○	○
14	収集運搬車両の写真（両側面及び後面に、社名、黄色ラインが入っていることが判別できるもの。）	様式第5号	○	○	○	○
15	自動車検査証の写し（有効期間の満了する日が分かるようにすること。）		○	○	○	○
16	車両の使用者が申請者と違う場合、使用の権利を証する書類（契約書の写し、使用承諾書等）	書式例あり	○	○	○	○
17	運搬容器（コンテナ）設置事業所一覧表	様式第6号	○	○	○	○
18	運搬容器の写真（両側面及び後面に、社名、黄色ラインが入っていることが判別できるもの。）		○	○	○	○
19	車庫付近見取り図、構造、配置図	様式第7号	○	○	○	○
20	車庫の写真		○	○	○	○
21	車庫の土地及び建物の登記事項証明書		○	○		
22	車庫の所有者と申請者が違う場合、使用の権利を証する書類（契約書の写し、使用承諾書等）	書式例あり	○	○	○	○
23	洗車施設付近見取り図、構造、配置図	様式第8号	○	○	○	○
24	洗車施設の写真		○	○	○	○
25	洗車施設の所有者と申請者が違う場合、使用の権利を証する書類（契約書等の写し、使用承諾書等）	書式例あり	○	○	○	○

26	洗車施設（ガソリンスタンドの場合を除く）の土地及び建物の登記事項証明書		○	○		
27	積替保管施設付近見取り図、構造、配置図	様式第9号	○	○	○	○
28	積替保管施設の写真		○	○	○	○
29	積替保管施設の土地及び建物の登記事項証明書		○	○		
30	積替施設の所有者と申請者が違う場合、使用の権利を証する書類（契約書の写し、使用承諾書等）	書式例あり	○	○	○	○
31	収集運搬業務実施計画書その1, その2	様式第10号	○	○	○	○
32	資金計画書	様式第11号	○	○		
33	市税の滞納がないことを証する書類(最新年度で、発行日から3カ月以内。)		○	○	○	○
34	金融機関の預金残高証明書、融資証明書等その他資産に関する調書	書式例あり	○		○	
35	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（直前の2年分）			○		○
36	廃棄物処理に関する事業許可一覧表（許可証の写しを添付すること。）	様式第12号	○	○	○	○
37	一時多量ごみの業に関する許可基準、処理基準及び遵守事項を遵守する旨の誓約書	}			○	○
38	一時多量ごみの収集運搬に係る事務所内の平面図及び写真				○	○
39	一時多量ごみの収集運搬に係る組織体制				○	○
40	一時多量ごみの収集運搬に係る事務フロー	}	一時多量ごみのみ		○	○
41	一時多量ごみの収集運搬に関する住民等からの想定質問及びその回答				○	○
42	一時多量ごみの分別、運搬方法及び運搬先				○	○
43	申請する日が属する年度及びその前年度における一般廃棄物の収集運搬実績				○	○
44	事業の概要等を掲載した申請者のホームページ画面の写し	}			○	○

- 1 11の項・21の項・26の項・29の項及び32の項の添付書類は、更新の許可の申請をする場合は省略できるものとする。
- 2 37の項から44の項までの添付書類は、一時多量ごみの業の許可を有する者が更新の許可の申請をする場合に限り追加添付が必要となる。（一時多量ごみの業の許可を新たに取得する場合は、また別に書類は指示する。）